

広島県告示第七百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十一年八月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
新	旧		
おぎ皮膚科アレル ギー科クリニック	おぎ皮膚科クリニッ ク	竹原市下野町小井手三二七 〇番一号	平成二〇年四月一日